

山梨県公報

第二千四十八号

平成二十二年

六月十日

木曜日

目次

道路の区域変更(二件)……………三五九

公告

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………三五九

随意契約の相手方の決定について……………三六〇

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………三六〇

告示

山梨県告示第二百十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び新環状・西関東道路建設事務所において、この告示の日から平成二十二年七月一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月十日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 葦崎南アルプス中央線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
中央市布施字小井川一八五七番の二地先から 中央市布施字小井川官有無番地先まで	旧	四二・二丁 六七・〇	三〇・〇
	新	四二・二丁	三〇・〇

四二・四

山梨県告示第二百十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十二年七月一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月十日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 長沢小淵沢線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
北杜市大泉町西井出字辻二四五四番の二地先から 北杜市大泉町西井出字辻二四五六番の二地先まで	旧	七・九 一三・一	三九・三
	新	八・一 一三・七	三九・三

公告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年六月十日

山梨県知事 横内正明

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年六月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人山梨情報通信研究所
 - 2 代表者の氏名 伊藤洋
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市西下条町九百六十五栄ビル
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、山梨県地域において、情報通信システムを活用した地域情報化社会の発展、地域経済の活性化、福祉の増進、地域コミュニティ支援等の活動による地域社会の振興に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十二年六月三日から同年八月二日まで

● 随意契約の相手方の決定について
 次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十二年六月十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量
 やまなしブランド確立推進事業業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 山梨県観光部観光企画・ブランド推進課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
 平成二十二年四月一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
 株式会社アサソーディ・ケイ 東京都中央区築地一丁目十三番一号
- 五 契約金額
 三千九百九十五万二千五百円
- 六 随意契約によることとした理由
 地方公共団体の物品等または特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号に該当

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十二年六月十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 甲州市塩山小屋敷字己ノ起二〇〇九の一、二〇〇九の二、二〇一〇の一、二〇一〇の三、二〇一〇の四の一、二〇三八及び二〇四二の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道 路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図及び関係書類を峡東建設事務所及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 甲州市塩山小屋敷二千十番地 株式会社吉沢鉄工所 代表取締役 五十嵐 彰一